

# ○八街市給水条例

平成10年3月25日

条例第20号

八街市給水条例（平成4年条例第44号）の全部を改正する。

## 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第10条）

第3章 給水（第11条—第20条）

第4章 料金、手数料及び負担金等

第1節 料金（第21条—第28条）

第2節 手数料及び負担金等（第29条—第31条）

第5章 管理（第32条—第39条）

第6章 雑則（第40条—第42条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、八街市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項に規定する管理者の権限を行う市長をいう。
- (2) 給水装置 需要者に水を供給するため、市が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (3) 給水装置工事 給水装置の新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をいう。

- (4) 給水 給水装置により、水を供給することをいう。
- (5) 量水器 使用水量を計量する機器をいう。
- (6) 水道使用者等 水道使用者若しくはその管理人又は給水装置の所有者若しくはその代理人

(給水装置の種類)

第3条 給水装置の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 管理者以外の者が設置し、消防の用に供するもの

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第4条 給水装置工事をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な工事をしようとする者は、管理者に届け出るものとする。

2 既設配水管のない場合及び著しく多量の給水又は相当の給水圧力を必要とし、既設の水道施設では需要を賄うことができないおそれがあるときは、その申込みに対して、管理者は、これを保留することができる。

(給水装置工事の費用負担)

第5条 給水装置工事に要する費用は、前条第1項の承認を受けた者が負担する。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、管理者の負担とすることができる。

(工事の施工)

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。ただし、災害その他非常の場合において、他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

2 第4条第1項の規定による承認に係る給水装置工事を指定給水装置工事事業者の施工により行う場合は、工事の施工前に管理者の設計審査（使用材料

の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

- 3 第1項の規定により、管理者が工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の承諾書等の提出を求めることができる。

(給水装置の指定)

第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、給水装置の配水管への取付口から量水器までの工事に用いる給水装置について、その構造及び材質の基準を定めることができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 給水装置工事をしようとする者は、その工事に用いる給水管及び給水用具について、第1項の基準に適合するよう努めなければならない。

- 4 第1項の規定による権限は、法第16条の規定による給水の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の構造及び材質の基準)

第8条 給水装置の構造及び材質の基準は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条第2項に規定する基準に適合したものでなければならない。

(給水装置工事費の算出)

第9条 給水装置工事の費用は、次の各号に掲げるものの合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接経費
- (6) 消費税及び地方消費税相当額

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由により、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、水道使用者等の同意がなくても、当該工事を施工することができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損害、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても管理者は、その責任を負わない。

(給水の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(代理人の選任)

第13条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選任し、管理者に届け出なければならない。代理人を変更したときもまた同様とする。

2 管理者は、代理人が不適當であると認めたときは、その変更を求めることができる。

(管理人の選任)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選任し、管理者に届け出なければならない。管理人を変更したときもまた同様とする。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、管理人が不相当であると認めたときは、その変更を求めることができる。

(量水器の設置)

第15条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に市の量水器を設置するものとする。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水槽に接続する装置に市の量水器を設置することができる。

3 前2項に規定する量水器の設置の位置は、管理者が定める。

(量水器の管理)

第16条 水道使用者等は、前条の規定により設置された量水器を適切に管理しなければならない。

2 水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったために、量水器を滅失し、又はき損したときは、その損害額を賠償しなければならない。

3 水道使用者等は、量水器の設置場所にその点検を妨害するような物件をたいて積し、又は工作物を設けてはならない。

4 前項の規定に違反したときは、管理者は、必要な処置をなし、その費用を違反者から徴収することができる。

(届出)

第17条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置を消防の用に供したとき。

(3) 量水器を滅失し、又はき損したとき。

(4) 給水装置に異常があるとき。

(5) 消火栓又は私設消火栓を消防の用に供したとき。

(6) その他届出事項に変更が生じたとき。

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第19条 水道使用者等は、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道の管理上、配水管から官民境界先の第1止水栓手前までは管理者の負担とし、第1止水栓以後は水道使用者等の負担とする。また、未使用給水装置の修繕も水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、管理者の負担とすることができる。

3 第1項の規定による管理義務を怠ったために市に損害を与えたときは、前項の規定にかかわらず水道使用者等がその賠償をしなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、水道使用者等が給水装置の検査又は供給される水の水質検査を請求したときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、当該費用は、請求者の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、これを徴しないことができる。

## 第4章 料金、手数料及び負担金等

### 第1節 料金

(料金の納入義務)

第21条 水道使用者は水道料金（以下「料金」という。）を納入しなければならない。ただし、管理者の承認を得て料金納入者を指定することができる。

- 2 1戸又は1か所に2個以上の給水装置を設置したときは、給水装置ごとに料金を納入する。

- 3 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯して責任を負うものとする。

(料金)

第22条 料金の額は、別表第1に定める基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(従量料金の算定)

第23条 従量料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）に量水器を点検し、それにより計量した使用水量をもって、その点検した日の属する月分として算定する。

- 2 管理者は、必要があると認めたときは、量水器の点検を隔月にし、その計量した使用水量をもって点検した日の属する月分及び前月分の料金を算定することができる。

- 3 前項の場合において、各月の使用水量は等量とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、この端数を量水器の点検を行った日の属する月分の使用水量に加えるものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に量水器の点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定することができる。

- (1) 量水器が設置されていないとき。
- (2) 量水器に異常があったとき。
- (3) 消火栓を消防演習又は一時給水のために使用するとき。
- (4) その他漏水事故又は使用水量が不明のとき。

2 前項の使用水量の認定は、前4月間以内の使用水量その他の事情を考慮して認定するものとする。

(共用給水装置等の使用水量の認定)

第25条 共用給水装置の使用水量は、各戸均等とみなす。ただし、管理者が必要があると認めたときは、各戸の使用水量を認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合の基本料金は、使用日数15日までは2分の1の額とし、16日以上ときは全額とするものとする。

2 月の中途においてその用途又は量水器の口径に変更があった場合は、日割りにより料金を算定するものとする。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の事由で臨時に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、管理者の定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。ただし、届出がない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めたとき、これを清算する。

(料金の納入方法)

第28条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により毎月又は隔月に納入する。

2 月の中途において水道の使用をやめた場合は、その都度料金を納入するものとする。

第2節 手数料及び負担金等

(手数料)

第29条 新規登録手数料、更新手数料、再交付手数料、設計手数料、検査手数料、確認手数料及び立会手数料は、別表第2の区分により、申込みの際に納入するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、期日等を指定して申込後に納入することができる。

(給水申込負担金)

第30条 給水装置の新設又は量水器の口径を増径しようとする者は、管理者に給水申込負担金（以下「負担金」という。）を納入しなければならない。ただし、増径しようとする者の負担金は、新口径に係る負担金の額と、旧口径に係る負担金の額との差額とする。

2 負担金の額は、別表第3のとおりとする。

3 負担金は、第4条第1項に規定する承認後、管理者が定める期限までに納入するものとする。

4 既納の負担金は、返還しない。ただし、管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第31条 管理者は、災害、公益上その他特別の理由があるときは、料金、手数料又は負担金を軽減若しくは免除し、又は納入を猶予することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第32条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適切な措置を指示することができる。

(貯水槽水道に関する市の責務)

第33条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。この条及び次条において同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道に関する設置者の責務)

第34条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、第8条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は同項ただし書の規定による確認が行われたときは、この限りでない。

3 前項の確認を受けようとする者は、当該確認を容易に行うことができる状態にした上で、管理者に申請するものとする。

(給水の停止)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が、第22条に規定する料金又は第29条に規定する手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて、第23条に規定する点検又は第32条に規定する検査を拒み又は妨げたとき。

(3) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(4) その他正当な理由があるとき。

(給水装置の切り離し)

第37条 管理者は次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 水道使用者等が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあり、かつ、将来も使用の見込みがないと認められたとき。

(3) 第4条第1項の承認を受けずに給水装置が設置されたとき。

(過料)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

(1) 第4条第1項に規定する承認を受けずに、給水装置工事を行った者

(2) 正当な理由なくして、第15条第1項に規定する量水器の設置、第23条に規定する点検、第32条に規定する検査又は第36条に規定する給水の停止を拒み又は妨げた者

(3) 第19条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第22条に規定する料金、第29条に規定する手数料又は第30条に規定する給水申込負担金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第39条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第22条に規定する料金、第29条に規定する手数料又は第30条に規定する給水申込負担金の徴収を免れた者に対し、当該徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科すことができる。

## 第6章 雑則

(給水装置の軽微な変更)

第40条 給水装置の軽微な変更は、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更とする。

(給水装置の軽易な工事)

第41条 給水装置の軽易な工事は、給水装置の機能を妨げ、又はその装置を損傷するおそれのない物件及び給水する水が汚染され、又は漏れるおそれのない物件の添加であり、かつ、指定給水装置工事事業者が行う工事とする。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の八街市給水条例（平成4年条例第44号）の規定によりなされた申請、届出その他の手続又は処分は、この条例による改正後の八街市給水条例の相当規定によりなされた申請、届出その他の手続又は処分とみなす。

別表第1（第22条）

1 基本料金（1月につき）

使用する量水器の口径	金額
13mm	671円
20mm	1,037円
25mm	1,875円
30mm	2,755円
40mm	4,400円
50mm	7,260円
75mm	18,260円
100mm以上	管理者が別に定める。

2 従量料金（1月につき）

使用水量	金額（1 m <sup>3</sup> につき）
1 m <sup>3</sup> から10 m <sup>3</sup> まで	141円
11 m <sup>3</sup> から20 m <sup>3</sup> まで	189円
21 m <sup>3</sup> から50 m <sup>3</sup> まで	251円
51 m <sup>3</sup> 以上	377円

別表第2（第29条）

納入しなければならない者	手数料	
	種類	金額
指定給水装置工事事業者の指定を受ける者	新規登録手数料	20,000円
指定給水装置工事事業者の更新を受ける者	更新手数料	10,000円
指定給水装置工事事業者証の再交付を受ける者	再交付手数料	20,000円
管理者に給水装置工事の設計を依頼した者	設計手数料	工事1件につき 設計金額の100分の5以内
給水装置工事の検査を受ける者	検査手数料	給水装置工事、配水管及び給水管の延長工事並びに止水栓迄の分岐1件につき 6,000円
給水装置の確認を受ける者	確認手数料	40,000円
消火栓等現地立会いを受ける者	立会手数料	立会い1件につき 1,000円

別表第3（第30条）

使用する量水器の口径	負担金の額
13 mm	110,000円
20 mm	297,000円
25 mm	506,000円

30 mm	770,000円
40 mm	1,540,000円
50 mm	2,750,000円
75 mm以上	管理者が別に定める。